

「西原町緊急経済対策住宅リフォーム支援事業」

について

厳しい経済・雇用情勢が続く中、西原町では平成26年度に経済の活性化、雇用の安定及び確保を目的とした緊急経済対策の一環として、町民がお住まいの住宅等を、町内の施工業者を利用して住宅リフォーム工事を行う場合に、その費用の一部を補助する「西原町緊急経済対策住宅リフォーム支援事業」を実施します。

1) 補助対象者

次に掲げる要件をすべて満たす方が補助対象者となります。

- ① 西原町の住民基本台帳に記載され、現に町に居住していること
- ② 介護保険法による居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を受けていないこと
- ③ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による住宅改修費の支給を受けていないこと
- ④ 補助対象者または同一世帯に住んでいる者が、町税（町民税、固定資産税及び軽自動車税）及び国民健康保険税の滞納等をしていないこと
- ⑤ 補助を受けようとする工事について、国、沖縄県または町の他の制度による補助または扶助を受けていないこと

※ただし②及び③について、支給限度額を超える工事を行う場合は補助を受けられる可能性があります。

2) 補助対象住宅

町内に存する建築後1年を経過している住宅で、補助対象者が居住する住宅とします。ただし、対象は住居部分です。非居住部分（店舗、事務所、車庫、倉庫等）は対象外です。

※補助対象者と住宅の所有者が異なる場合は、住宅の所有者が工事を承諾する場合に限りです。

3) 補助対象工事

補助の対象となる工事は、町内の施工業者を利用して行う総工事費20万円（消費税を含む）以上の工事で、次に掲げるいずれかに該当する工事とします。

(1) 次のいずれかに該当するバリアフリー改修工事

- ① 通路等の拡幅
- ② 階段の勾配の緩和
- ③ 浴室改良
- ④ 便所改良
- ⑤ 手すりの取付け
- ⑥ 段差の解消
- ⑦ 出入り口の戸の改良
- ⑧ 滑りにくい床材料への取替え
- ⑨ その他町長がバリアフリーに資するとして認める改修工事

(2) 次のいずれかに該当する省エネ改修工事

- ① 窓の断熱工事
- ② 床の断熱工事
- ③ 屋根、天井の断熱工事
- ④ 壁の断熱工事
- ⑤ その他町長が省エネに資するとして認める改修工事

(3) 県産木材または県産赤瓦等県産材を利用した改修工事

※ただし、倉庫・車庫・造園・門扉または外溝の工事、公共下水道接続工事（浄化槽設備の工事）、土地購入費用、公告看板等の設置費用、工事機械・工具または備品等の購入経費、災害等による保険給付金の対象となる工事、国・沖縄県または町の他の制度で補助対象となる経費、補助対象工事に関係がない工事については、補助の対象とはなりません。

4) 補助金の額

経費の20%に相当する額（1,000円未満の端数は切捨）。ただし当該補助金の額が20万円を超える場合は、20万円を限度とします。

5) 補助の条件

予算の範囲内での補助金の交付となります。申請者多数の場合は、予算に達し次第締め切ります。ご了承ください。

6) お問い合わせ等

交付申請には種々の書類が必要です。西原町ホームページに掲載する要綱・様式を活用するか、または建設部都市整備課の窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ 建設部都市整備課 建築係 ☎945-4496

平成27年度 西原町職員採用候補者試験実施要項

	職種区分		採用人員	資格		
	一般事務職	技術職		① 学歴	② 年齢	③ 住所要件
1 職種、採用人員及び受験資格	一般事務職	初級	若干名	① 学歴 学校教育法による高等学校卒業又は短期大学卒業（平成27年3月卒業見込含む）若しくはこれと同等と認められる者	② 年齢 昭和60年4月2日以降生まれの者	③ 住所要件 平成26年6月21日以前に西原町に住民登録され、引き続き住所を有する者（就学等のため一時的に町外に転出した者を含む）
		上級	若干名	① 学歴 学校教育法による4年制大学卒業（平成27年3月卒業見込含む）若しくはこれと同等と認められる者	② 年齢 昭和57年4月2日以降生まれの者	③ 住所要件 平成26年6月21日以前に西原町に住民登録され、引き続き住所を有する者（就学等のため一時的に町外に転出した者を含む）
	保育士・幼稚園教諭職		若干名	① 資格免許 保育士資格取得者かつ幼稚園教諭免許取得者（平成27年3月末までに取得見込みを含む）	② 年齢 昭和54年4月2日以降生まれの者	③ 住所要件 平成26年6月21日以前に西原町に住民登録され、引き続き住所を有する者（就学等のため一時的に町外に転出した者を含む）
	技術職		若干名	① 学校教育法による高等学校卒業以上（平成27年3月卒業見込み含む）、若しくはこれと同等と認められる者で、下記のどちらかに該当する者 イ. 土木系学科、建築系学科、又は、農業土木系学科を卒業した者（平成27年3月卒業見込含む） ロ. 2級土木施工管理技士又は2級建築士以上の資格取得者（平成27年3月末までに取得見込みを含む）	② 年齢 昭和54年4月2日以降生まれの者	
2 欠格事項	地方公務員法第16条に該当する者は受験できません。					
3 試験	第一次	① 一般事務職初級 ② 一般事務職上級 ③ 保育士・幼稚園教諭職	筆記試験（教養試験2時間、事務適性検査10分） 筆記試験（教養試験2時間、専門試験2時間） 筆記試験（教養試験2時間、専門試験<保育士・幼稚園教諭の2科目行います>1科目1時間30分）			
	第二次	第一次試験の合格者について次のとおり行う。（一般性格診断検査、集団討論、作文及び個別面接）				
4 日時及び場所等	区分	試験日時	試験会場	合格発表	合格発表の方法	その他
	一次試験	平成26年9月21日(日) 受付 9:10～9:40 開始 10:00	沖縄キリスト教学院大学・短期大学(南棟)	平成26年10月中旬予定 ※第一次試験日が変更になった場合はその限りではない。	西原町役場掲示板及び町ホームページに受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。	当日台風が襲来し暴風警報が発令され、午前9時現在でバスが運行停止した場合は10月19日(日)に延期します。場所は、西原町中央公民館を予定しています。
二次試験	平成26年11月に2日間を予定	西原町役場	平成26年12月上旬予定 ※第二次試験日が変更になった場合はその限りではない。	日時、試験会場については、第一次試験合格者あて通知します。		
5 受付期間及び申込方法	受付期間 申込方法	平成26年8月11日(月)～8月22日(金) 9:00～17:15 (土日を除く) 所定の申込書、所定の履歴書・自己紹介書、受験票送付用の長形3号封筒(住所・氏名・郵便番号を記入の上、82円切手を貼ったもの)を総務部総務課へ提出してください。 ※郵送での受付は原則認めませんので、ご了承ください。(代理申込可)				
6 最終合格者の取扱い	最終合格者は採用候補者名簿に登載され、任命権者がその名簿の中から採用者を決定します。採用候補者名簿登載者の数は、年間の採用予定数に採用を辞退する数を考慮して決定するため、採用数を上回る登載者となり、名簿登載されても採用にならないことがあります。採用候補者名簿の有効期限は、原則として平成28年3月31日までとします。合格者で、平成27年3月31日までに資格・免許等の資格要件が満たない場合は、採用しません。					
お問い合わせ 総務部総務課 職員係 ☎945-5011 西原町ホームページ http://www.town.nishihara.okinawa.jp						